

Title	アメリカ植民地財政の一齣：マサチューセッツ植民地について
Sub Title	A chapter on the American colonial finance : Massachusetts bay colony
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1949
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.42, No.7/8 (1949. 8) ,p.394(24)- 414(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19490801-0024
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19490801-0024

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

James, F. C.—The Economics of Money, Credit and Banking. 1930.
 Keynes, J. M.—The Treatise on Money. 2 vols. 1930.
 Westerfield, R. B.—Money, Credit and Banking. 1938
 Steiner, W. H.—Money and Banking. 1938.
 Harr, L. & Horris, W. C.—Banking Theory and Practice. 1936
 Montton, H. G.—Financial Organization and Economic System. 1938.
 Burgess, W. R.—The Reserve Banks and the Money Market. 1927.
 Dourie, G. W.—Money and Banking. 1936.
 Fisher, I.—100% Money. Designed to keep checking banks 100% liquid; to prevent inflation and deflation; largely to cure or prevent depressions; and to wipe out much of the National Debt. 1935.

その他に古くは堀江歸一博士著「貨幣銀行外國爲替」第二卷第二章第三節の外、田中金司、新庄博兩教授共著「銀行經營論」第三篇第一章、高島佐一郎博士著「金融統制論」第六章第二節、第八章、金融大辭典寄稿の長篇「支拂準備」その他。尙本稿の起草後刊行されたものに有益な「連邦準備制度——その目的と機能——」(富士銀行調査課譯)がある。

附記 本稿は新制大學の講座「銀行論」の特殊研究の教材として學生の便宜の爲め起稿したものである。

三田學會雜誌 第四十二卷第七・八號

三三 (三九三)

アメリカ植民地財政の一齣

二四 (三九四)

資料

アメリカ植民地財政の一齣

——マサチューセッツ植民地について——

金 丸 平 八

獨立戰爭を経た後のアメリカ合衆國の進つた顯著な發展は、その財政面をも亦例外たらしめるものではなかつた。そして合衆國財政史の研究は、從來獨立戰爭後の時期を主たる對象とし、これを幾つかの段階に分つて研究されて來た。(註一)然し乍ら合衆國の財政的發展は、その源を遠く所謂十三植民地(獨立當初の十三洲を示す。筆者註)の經驗に發するものであり(Cf. D. R. Dewey; Financial History of the United States. 1908. p. 4) 而も財政機構は主としてこの植民地時代を通じて確立され、今尙その本質は失はれることなく續いてゐるとするならば

(Cf. Charles H. J. Douglas; The Financial History of

Massachusetts, from the Organization of the Massachusetts Bay Company to the American Revolution. N. Y. 1892. p. 17) 合衆國財政史の研究にとつて、植民地時代は重要な意義を有するといはねばならない。ヴァージニヤを起點としジョージアを終期とするイギリスの對アメリカ植民地活動が、何れも巨大な商業資本を背景として推進せしめられたことは、此等一聯の植民地活動の根底に横はる一般的特色であつた。従つて個々の植民地を彩どる特異な色調は、かゝる基本的性格の上に附加された諸要因——それが自然環境の然らしむるものであらうと、又は人爲的なものであるとを問はず——によつて形成されたものである。それ故に、かゝる諸要因

を分析し其の變貌の跡を理解することが、アメリカ植民地の眞の容姿を、ひいてはアメリカ合衆國の本質を正確に把握する方法である。然し乍らかかる研究が實際問題として幾多の困難を伴ふであらうことは、過去に發表された我が國に於ける夥しいアメリカ研究にも拘らず、斯かる欲求を十分に満足せしめ得るものが極めて僅少であるといふ一事によつても、容易に窺ひ知ることが出来る。而も筆者は本稿に於いて尨大なアメリカ財政史研究への第一歩として、かかる觀點よりささやかな努力をマサチュセツツ植民地の上に敢て試みようとする。

マサチュセツツ植民地(以下マ植民地と略稱する)が合衆國の歴史上に占むる地位乃至重要性に關しては、今更説くまでもない。一般にアメリカ合衆國を北部・中部・南部に分類し、夫々の特質を對比せしめて説明する場合、マサチュセツツは北部の典型若しくは代表的なものとして、特にヴァージニアに對し著しい對照を形成する點に於て、必ず採り上げられて來た。これは同地方の重要性を示すと同時に、マ植民地研究の必要性を十分物語つてゐるのである。

マ植民地の歴史的出發點を何れに求めるかといふ問題は、假令それが財政史に於けるよりも、むしろ政治史的に分

三川學會雜誌 第四十二卷第七・八號

二五 (三九五)

アメリカ植民地財政の一畝

民地と合併さる可き運命にあつたといへ、プリマス植民地が、植民地活動の初期に果たした役割は、マ植民地に比し些かの遜色なきのみならず、プリマス植民地が北部の諸植民地に與へた影響の重要さは、プリマス植民地をマ植民地より獨立して考察する必要性を強く主張する根據を與へるものであるからである。更に第二、第三の時點に關しては、その何れもが第四の時點への前奏と解しても誤ではない。即ち前述の如きウインズロップの行動は、その直接的動機を一六二九年の「劍橋協定」(註四)に發し、加ふるにマ灣會社の特許狀に會社の所在地の明記されざるを奇貨となし、彼が會社の實權を掌握するや否や、既定の事實として敢行された。かかる發意が何れより來れるかは暫く措くとしても、斯の如き行爲が、前述の第二、第三の事實を俟つて始めて實行可能性を附與されたことは疑ふ餘地がない。而もそれは、イギリスの植民活動に新生面を拓くと同時に、マ植民地の性格の上に決定的な作用を及した。換言すればこの時を境としてマ灣會社及びマ植民地の商業的色彩は後退し、他方宗教的色彩が強く前面に押し出されたのである。更にこれと共に、マ植民地への實質的移住もこの時より活潑に行はれるに至つた。それ故に筆者は、第四の時點即ち一六三

野に於てより、一層の重要性を持つものであるといへ、マ植民地の歴史を辿る上に一應明かにされなければならぬ。周知の如くマ植民地の開拓が直接的にはマサチュセツツ灣會社(The Government and Company of Massachusetts Bay) (以下マ灣會社と略稱する)の設立に繋るものであり、且亦一六九一年の第二特許狀を以てプリマス植民地を合併せる事實は、マ植民地の起源に關し四種の時點を提供する。その第一は所謂ビルグルムの父祖達がコッド岬に第一歩を印せる一六二〇年である。第二は、マ灣會社が新英蘭會社(Company of New England) (註二)から現在のマ州の存在する地域の權利を買収した一六二七年であり、第三は、この既得權がチャールズ二世の勅定特許狀下附に依つて合法的植民地として認められるに至つた一六二八年である。(註三)最後に第四としては、一六三〇年マ灣會社總裁 John Winthrop が前記特許狀を携へて本國イギリスを後にした時が挙げられる。(Cf. Douglas op. cit. p. 13.)

以上列擧された夫々の時點は確かに考慮に價する内容を示してゐる。然し乍ら右の第一の時點は、マ植民地の始期と見做すよりはむしろプリマス植民地の形成過程に於て考察さる可きである。何故ならば假令後年にはマ植

二六 (三九六)

〇年を以てマ植民地の始點とするのが妥當であると考へる。

(註一) 例へば W. R. Lawson はアメリカ財政の基礎が三段階を経過して確立されたとなし、更に之等の段階を表衆する人々を Franklin, Robert Morris, Alexander Hamilton. の三者に求めて説明している。(W. R. Lawson; American Finance, Domestic, pp. 23—24)

(註二) 新英蘭會社は舊プリマス組合の人々が Sir Ferdinand Gorges を中心とし、一六二〇年ジェームズ一世より新特許狀を得て組織したものである。(藤原守胤著、アメリカ建國史論「上巻」一三二—一三三、一三八—一四〇頁参照。C. M. Andrews; The colonial period of American History, vol. I, pp. 344—374)

尙一六二七年には(三月十日)プリマスの理事會はチャールズ河とメリマック河との間に横はる土地の權利を幾人かのナイト及チェントルメンに賣却してゐる。(Cf. Douglas, op. cit. p. 13)

(註三) 一六三八年三月の勅定特許狀下附の結果、エムデンフォード(John Endicott)の指揮の下にサレム(Salem, Mass.)に建設せる London's Plantation in Massachusetts Bay in England と同じ知られらる私的統治形態は始めて合法的なものとなつた。(W. Macdonald; Select

charters illustrative of American History 1600-1775.
N. Y. 1906. p. 37)

(註四) 「劍橋協定」(Cambridge agreement)とは一六二九年八月二六日 Richard Saltonstall, Thomas Dudley, William Vassall, Nicolas West, Issack Johnson, John Humfry, Sharp, Increase Nowell, Winthrop, William Pynchon, Kellam Browne, William Colborn, の十二名がケムブリッジに集りマ灣會社に關し種々協議したものであつて、この内容に關しては、藤原、前掲書、二五六—二五七頁、Andrews, op. cit. pp. 389—90 参照。

二

ウィンスロップ並びに彼と行を共にせる人々の抱負と、彼等を迎へた新大陸の自然環境とは、マ植民地の政治・經濟を規定する重要な要素として登場する。

ウィンスロップを盟主とする「劍橋協定」への参加者達は、何れも清教徒であり同時に亦ノン・コンフォミストの傾向を有する人々であつた。彼等はその信仰に則せる新なる社會—神の國を建設せんが爲に故國に背を向けたのである。この故に、マ植民地は基本的には宗教的目的の下に建設されたものであり、Emanuel Downing をしてヴァージニア植民地と同日に談す可からずと言はしめた

三田學會雜誌 第四十二卷第七・八號

二七 (三九七)

のであつた。(註一)然し乍ら彼等の跡を追つて渡航せる人々や或は一六三〇年以降マ植民地を目指して移り來つた人々は、如何なる期待をマ植民地に對して抱いてゐたのであらうか。ロード・アイランド、及びコネティカット兩植民地の分離は、かゝる疑問に一つの暗示を與へるものであらう。

ウィンスロップに率いられた第一回の移住民約一千名の大部分は、自作農・小作農・職人及び小商人によつて構成されてをり、長途の航海を経てセーレムに到着した時其の數は約七百に減じてゐた。(高木八尺著、米國政治史序説、八八頁。)彼等は後に來たれる人々と等しく、幾多の動機に驅られ乍らも窮極においては新大陸により自由な社會を求めてゐたのである。

この後マ植民地への移住民の流入は、一十一ヶ年の専制政治の期間に急激な速度を以て増加した。今こゝにこれ等の入々の階層と移住の動機とを一瞥すれば次の如くである。

(イ)貴族階級に屬せる極めて少數な人々。

(ロ)本質的にはイギリスの地主階級に屬し、植民地では常にミスターの敬稱を以て呼ばれた少數の有力者。此等の人々の中にはウィンスロップ自身が含まれてゐた。

アメリカ植民地財政の一瞥

二八 (三九八)

(イ)イギリスの中産階級に屬せるヨーマン、及びその妻子。彼等は概して遵法の精神に富み、厚い信仰心とを持つる小農民若しくは小商人達であつた。彼等は彼等の宗教上の理由と並んで、彼等の家と土地とを求めて移住したのであり、又職人或は小商人達の立場からすれば、より自由な仕事の機會を求めて來住したのであつた。

(ロ)零細な借地農。彼等は殆んど全部生れ乍らの農民であり、その地位や知識・教育の程度は低かつた。彼等は多くの場合、指導者に率いられ集團をなして來住した。

(ハ)最後の階級に屬せる人々は、下僕及び徒弟である。彼等はその性質粗暴で不品行であるのを常とした。それ故、清教徒の制定せる刑法は主に彼等を對象としたものであり、數に於ては全體の約四分の一近くに達してゐた。(Cf. Andrews, op. cit. pp. 500—502)

かくの如くマ植民地の移住民の中核を形成せるものは、中産階級たるヨーマンリー(註二)と下層階級たるテナントリーであつた。然かも彼等の渡航目的は唯に宗教的なもののみならず、經濟的動機も亦大なる要因となつてゐた。彼等はサフォーク並にその周辺のカウンティの出身者であることが多く、家族を同伴し集團的に渡來する傾向が強かつた。(註三)然し一家を擧げて新

大陸に移住するといふ形態は、必ずしも彼等の全てが本國と完全に絶縁せることを意味するものではない。彼等の中尠なからざる人々はその財産(土地・債權等)を英本國に残して來たのである。(Cf. Andrews, op. cit. p. 503)これはマ灣會社すらも、新大陸への出發に際し、本國に於て殘務を遂行する爲め第二會社とも稱せらる可き組織を殘置せしめたといふことからみても、何等異とするに足りぬ。(註四)彼上の事情と共に彼等について見逃してはならない點は、彼等は或は宗教的壓迫を蒙り、或は經濟的困窮に喘いでゐたにも拘らず「權利の請願」を贏得し(一六二八年)續く噸税・磅税更には船税に關する國王對議會の抗争を経験せる人々であつたことである。此の事實は、マ植民地に於ける自然認識の方法等が未だ中世的段階を脱却し得なかつた状態を(Cf. Andrews, op. cit. p. 510)補つて餘りあるものと云へやう。當時イギリス本國に於ては自主的な納稅理論への進路が既に開かれてゐたのであつて、トマス・ホップスの「リバイヤザン」や「ビヘモス」の出現は指股の間にあつたのである。

(註一) Cf. Andrews, op. cit. p. 462.

Emanuel Downing は一六三三年 Sir John Coke に宛てた手紙の中で This plantation (The Mass. Bay Col-

ony) and that of Virginia went not forth upon the same reasons nor for the same end. Those of Virginia went only for profit. others to transport the Gospel to those heathen that never heard thereof. 497-498.

但 Emanuel Downing は Winthrop の妹が嫁して居る。 Sir John Coke は Virginia Company に於て重要な地位を占める人である。

(註二) ヨーマンといふ言葉は時と處に従つて種々なる意味内容を持つてゐることは周知の通りである。それは單に「獨立自營農民」といふ譯語より來る感覺を以て規定するには餘りにも複雑である。こゝでは廣義に用ひたものと解釋して載きたい。尙参考の爲に Andrews がその著書の他の箇所で、このヨーマンリーといふ言葉を如何なる意味に用ひてゐるかを、マ植民地の人口構成を知る上に助けになると思はれる記述と共に、こゝに示して置く。即ち一六三五年 Newbury に於て公民権を附與された九一名の中か

- | | | | |
|---------|-----|--------|---|
| 牧師 | 二 | 醫師 | 一 |
| チエントルマン | 八 | 教師 | 一 |
| 商人 | 二〜三 | 船長 | 一 |
| 麥芽製造人 | 一 | 船の運轉手 | 一 |
| 染物職人 | 一 | リンネル織工 | 二 |

三田學會雜誌 第四十二卷第七・八號

- | | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 手袋製造工 | 一 | 織布工 | 一 |
| 鞣革工 | 三〜四 | 桶工 | 一 |
| 製靴工 | 七〜八 | 鞍製造工 | 一 |
| 車輪製造工 | 二 | 法律家 | 一 |
| 錠前工 | 二 | 大工 | 二〜三 |

の計四二〜四六名を控除した殘餘の極く一部がヨーマンであるといふ。従つてこれからすれば、マ植民地への移民の中には職人の數が相當多かつたと考へられる。廣義に考へればかゝる職人層もヨーマンと考へても差支へないのであるが、此處に於てはヨーマンなる言葉は明に前者とは異なる意味に用ひられてゐることを注意すべきであらう。(Cf. Andrews, op. cit. p. 501)

(註三) 「劍橋協定」には「この協定に参加せる人々が家族をも同伴する準備をなす可きことを "ready in our persons and with such of our severall families as are to go with us...." (Cf. Andrews, op. cit. p. 389) と規定してゐる。だがこの一事を以て、すべての人々がそうであつたとは斷定し得なう。

尙これに關し W. B. Weeden; Economic and Social History of New England 1620—1789. N. Y. 1890. vol. I. p. 14, 86. を見よ頂きたう。

(註四) Cf. Andrews, op. cit. p. 397

尙一般の移住民については該書五〇三頁參照。

アメリカ植民地財政の一瞥

三

移住民達は後年の人口増加を考慮して海岸線附近に散在して開拓地を設定した。(註一) 彼等とても當初より植民に伴へる困難を全然經驗しなかつたのではない。既述の如くセーレムに至る間に多數の犠牲者を出してゐる。然し彼等にとつて、ヴァージニア植民地を襲つた幾多の悲劇の再現に對する警戒や、プリマス植民地の存在更にはエンディコットの先住等は、彼等をそれ等の困難から免れしめる上に尠ならず役立つた。

周知の如く、マ植民地に於て土地は直接個人々の間に分與されることなく、聚落を形成せんとする團體に對し無償で讓與された。従つて個人はかゝる團體を通じてのみ土地を取得することが可能であつた。それ故に初期開拓地での生活は、或る程度迄一定の集團と共に行動することを餘儀なくせしめられた。但しマ植民地はプリマス植民地と異なり、共營制度(これはプリマス植民地に於ても一六二三年廢止された。)の如きはこれを採用することとなかつたのである。次に土地を獲得した人は如何なる統治形態の下に生活したか。これはマ灣會社の機構が如何なるものであつたかといふことに外ならないが、マ灣會社の組織の原初的形態に就いては據る可き資

料を缺く。(Cf. Douglas, op. cit. p. 14) 従つてマ灣會社の特許狀によつて此の間の事情を知る外はないのである。

マ灣會社の特許狀は、既述の如く會社の所在地に關して明確に規定してなかつたが、(これは勿論意識的に所在地を曖昧ならしめたのではなく、英本國に存在することを暗黙の中に既定の事實として承認してゐたからである。)その他の點に關してはヴァージニア及び其の他の植民地への特許狀と大差ないものであつた。マ植民地の統治權は公民の中から選任せられた一名の總督と一名の副總督(General Court or Assembly)によつて構成せられた總會 (General Court or Assembly) にあつた。總會は總督若しくは副總督と參事六名の出席を得れば成立し、その決議事項は全植民地を拘束した。(Cf. Macdonald, op. cit. pp. 38—42) この特許狀に示された條項の中幾つかは、ウィンスロプがマ灣會社の總裁に就任し、續いて新大陸への移住が決定された頃には、その内容に大きな變化が生じた。その一つは公民の資格に就いてである。マ灣會社が營利目的の下に運營されてゐた間は公民は會社への投資者であつたが、やがてそれは彼等が相互に承諾せる特定の教會の教會員へと變化したのである。(藤原前掲書二六一頁) 他方

ウインスロップと共に實際にマ植民地に移住せる會社の役員並びに公民の数は、前者が僅かに七乃至八名、後者も十二名を越えざる状態であつた。(高木前掲書、九二―九三頁) この結果、マ植民地に於ける政治は、此等少數の人々と僧侶とを中心とする貴族政治若しくは寡頭政治を可能ならしめ、そこには民主的な雰囲気など微塵も感ぜられなかつたのである。この事實は、ウインスロップ或は僧侶 John Cotton の民主主義に對して抱ける思想によつて裏書きされる。かゝる政治形態が、一般移住民の期待を甚だしく裏切るものであり、彼等が不満を抱いたことは言ふ迄もない。やがてこの不満は、マ植民地參事會(總會)と、開拓地の發展形態たる各タウンの住民總會(Town-meeting)との抗争として表現されて來るのである。このマ植民地に於ける兩者の抗争は、課税問題を契機として惹起された。従つてマ植民地の財政的發展は政治的自由獲得への闘争の一環として生じた、否屢々財政問題が主體的役割を擔つて兩者の抗争を導いたと言ひ得る。

マ灣會社の組織に關する原初形態が不明である以上、その財政組織に就いては知る由もない。唯一六二八年五月九日附のニュー・プリマスの總督 W. Bradford の書簡

三田學會雜誌 第四十二卷第七・八號

三一 (四〇一)

は、その地に自由（フリースタット）、税とも稱す可き課税形態の存在してゐたことを語つてゐる。(註二) 此の課税形態は、所謂 Compact Theory 或は Church Covenant に基ける思想

を現實の財政面に適用せんとした一つの試であつたと思はれる。かゝる思想乃至は徵稅方法が、マ植民地に與へた影響は看過することが出來ない。何故ならば一六二九年六月十七日マ植民地に在任中の役人から、イギリス本國に在るマ灣會社に宛てて、會社の負債返済の方法として、各株主が割き得る金額を會社の保證の下に領收し之を以て負債返還の資に充てんことを進言してゐるからである。(Cf. Douglas: op. cit. p. 14) これはマ灣會社が株主(公民)に對する賦課權を缺如してゐたことと併せ考へた時(註三)明にニュー・プリマスの課税形態よりヒントを得て之を模倣せんとしたものであつた。それ故に、一六三〇年九月アメリカで開催された第三回のマ植民地參事會が「全て公民に課税する」旨を決議せることは、前述の如く會社自身課税能力を有せざる限り、その社員によつて統治され運営されてゐるマ植民地に對しては明白な寡奪行爲であつた。(Cf. Douglas: op. cit. p. 15.) 然し乍ら「自由意志による釀金」から「強制力を伴へる租税」への意圖は、早くも一六二九年五月二十八日附會

アメリカ植民地財政の一瞥

三一 (四〇二)

社よりエンディコット宛の書簡に見出されるのである。(註四) かくて前記の決議事項に公民が服することによつて、それは合法的なものとなり、一度此の課税權がマ植民地に於て承認されるや否やそれは既定の事實と化してしまつた。それ故マ植民地の財政史も正しくはこの一六三〇年を以て開始されたと見る可きであらう。

これより先きマ植民地にある各タウンの住民達は、既に故國に於て發達せる地方自治の經驗に基き、何等の指令をも俟たず住民總會を開催し、各住民が服す可き規則及び細則を定め、委員 (Selectmen, townsmen) を任命してこの執行の任に當らしめた。だが依然として票決權は公民にのみ制限され(一六四一年迄)、その後此の權利は擴大されたと言へ、植民地全般に關係する公共の問題に就ては票決權は保留せられてゐた。かゝる制限にも拘らず此の住民總會は、各タウンに於て租税の徵收、教會の設立維持、學校の建設等に關する一切の權能を有してゐた。かくの如き状況に加へて、前述せるマ灣會社の徵稅權は畢竟公民以外に擴張する可き何等の理由をも有してゐなかつた。ここに一六三二年ウオータウンを先頭とした課税權への反對が叫ばれ(註五)、遂に一六三四年以

降各タウンはボストンに於て開催される公民總會に、課税問題の協議の爲め二名の代表者を送ることを承認せしめたのであつた。(高木・前掲書一二二―一二三頁、藤原・前掲書二七〇頁) 此の結果、マ植民地に於ける課税主體が一應明確化されるに至つたのである。

扱てマ植民地に於ける租税は、大別して直接税と間接税とに分類することが出来る。前者には財産税 (Property Tax) 人頭税 (Poll Tax) 能力税 (Facilities Tax) が含まれ、後者には關稅 (Imposts) 内國消費税 (Excises) が含まれる。この中で財産税はマ植民地に於ける租税の大宗であつた。このことは、New Netherland の諸植民地が收入の唯一の源泉を關稅乃至内國消費税を以て構成してゐた事實と對蹠的である。然し乍ら農業を以て生業となし、植民者達の階級分化が著しくなかつた初期のマ植民地に於ては、これは最も當を得たものであつた。更に當時イギリス本國に於て此の種の税が十分一税乃至は十五分一税の形をとつて施行せられてゐたが故に、之に倣つたのは當然であつた。(Cf. Dewey: op. cit. p. 10.) 他の種の直接税は、何れも此の財産税の補完税として課されたものである。従つて税率、徵稅方法等何れも財産税に準じて施行された。そこでいま財産税に就いてその

概略を述べよう。

財産税は最初は一時的要求によつて徴收されたのであるが、やがて一六四六年十一月の法令により恒久的租税へと轉化した。財産税はこの年(一六四六年)以前には、一磅の價値を有する財貨を標準とし、かゝる財貨の所有者に對し一磅毎に一片の割合を以て賦課するのが普通であつた。この課税は總會議によつて各タウン毎に決定され、各タウンを通じて夫々の納税者に通知された。又この徴收された税金の分配は、参事の承認を得た割合で總會自身の手によつて各タウンに配分され、夫々のタウンの經費に當てられたのであつた。此の様な「緩やかに結ばれた財政機構」は、植民地の規模が小さく、参事達が植民地全般の事情に通曉してゐる場合には、配分には何等の困難も生ぜず、同時に、その課税客體が少數の公民に限定され、彼等の財貨も亦土地・家屋・家畜等の如く一見して何人にも評價し得るものである限り、課税を平等にせんとする意圖を十分に實現することが可能であつた。課税客體は、公民數と費用とが一致せざる爲め、總會が「十六歳以上の男子は教會員であると否とに拘らず、一般の課税額を支拂はねばならぬ、これが若し自主的に行はれない場合は強制的に執行する」ことを明にす

三田學會雜誌 第四十二卷第七・八號

る迄は、公民にのみ限定されてゐた。課税原則は、一六三四年五月總會が「全ての税及び公課は各個人の財産に基いて賦課する可く、その人數の多寡により決定する可きでない」旨を聲明するに及んで確定した。(Charles J. Bullock: Historical Sketch of the Financial Policy of Massachusetts from 1780 to 1905. American Economic Association. N. Y. May. 1907. p. 2) この聲明は、人頭税との重複を避けその相違を明確にせんとする意圖より出たものであつたらう。財産税徴收の除外例も存した。前述の如く暫くの間は非教會員(非公民)が之に該當し、更に老人・病弱者・功勞者等、委員達が擔税能力を有せざるか若しくは納税の必要なしと認定した人々も除外された。此の如き個人的除外例の外に、タウン全般に對する除外例も存した。それは新にタウンを建設した場合、當該タウンは最初の數年間租税の一部若しくは全部が免除されたのである。インディアンによつて掠奪されたタウンも亦之に準じた。然るにかゝる除外例の齎した幾多の紛争は、マ植民地財政制度を混亂せしめる一要因となつて行くのである。

三三三 (四〇三)

アメリカ植民地財政の一瞥

る可き運命にあつた。唯初期のマ植民地財政制度は一六三四年の條例に徴しても明かな如く、獨り財産税のみならず全ての租税體係が明確且つ組織的ではなかつたのであるが、支拂能力に應じて課税するといふ基本的理念は、此等税制を一貫して規制するものであつたといはねばならぬ。

財産税の變遷に移る前に、マ植民地の經驗せる諸變化を一瞥しよう。

(註一) 一六三〇年第一回の移住民達の設立した開拓地は、Charleston, Medford, Roxbury, Watertown, Dorchester, Newtown の六個であるが、此等開拓地(Town)の數は、一六三二年には Weymouth, Natascot (Hull), Salem (Mass) Boston, Saugus (Lynn). を加へ十一個となり、一六四二年には二十一個、更に一六四七年には三十三個と激増した。(Cf. Andrews, op. cit. p. 500. 藤原・前掲書二五八―二五九頁)

(註二) Cf. Douglas. op. cit. p. 14. これに従へば Voluntary tax とは各開拓地乃至個人が税額を自己に於いて評價し離出したものである。その税額は次の如くであつたが、果して何年の數字であるか、更に使途の詳細等に関しては知ることが出来ない。

三四 (四〇四)

Edward Hilton	£ 1
Plymouth	£ 2 10 s
Naumkeak	£ 1 10 s
Pascataquack	£ 2 10 s
Mr. Jeffrey and Mr. Burslem	£ 2
Nastascot	£ 1 10 s
Mr. Thomson	15 s
Mr. Blackston	12 s
Total	£ 12 7 s

(註三) これに就き Douglas は、マ海會社が一、五〇〇磅の負債を負つた翌年更に三、〇〇〇磅以上の借財に苦しむ乍ら、此の返済資金の捻出に當つて株主より徴收するといふ提案が何等行はれなかつた事實を指摘してゐる。(Cf. Andrews, op. cit. p. 15. 藤原・前掲書二六九―二七〇頁 參照)

(註四) この手紙(指令)の内容は「マ植民地への移民は一般株に對する拂込を必要とせず土地を得る事が出来る。然し乍らかゝる方法で土地財産を取得した人々は、毎年指定された日數だけの勞働を奉仕税(service tax)として要求される」ことを示してゐる。(Cf. Douglas, op. cit. p. 15)

(註五) 此の紛争は一六三二年マ植民地の参事會がケムブリッジ築城の爲めに六十磅の税金を課したことに端を發したものである。(市村與市著 ビュリタン植民史の研究、昭和

四

管ては生活資料の生産のみ主力を注いでゐたマ植民地の人々も、やがて一應の生活の安定が得られるやうになると、急速に生活領域を擴大して行つた。毛皮貿易も漁業も製材・造船も又其の他の工業も、マ植民地に於て早くより着手されてゐただけに、これに参劃する者が増加するや急速に伸張して行つた。一例を造船にとつて見よう。早くも一六三二年には Malden に於てウィンスロフの Blessing of the Bay 號が建造され、四一年には Richard Hollingsworth がセーラムに造船所を起し、四五年には大洋を航行し得る四百噸の Seafort 號が建造されてゐる。造船はこれに必要な帆布、鋳、塗料等の生産を背景として成立し、貿易や漁業等を促進せしめる意味に於て特に注目されるのである。これと共に一六五二年以前に既に幾つかの波止場が個人で又は共同で作られてゐた。商店も所々に姿を現して來た。最初は自己の家で商つてゐた商人もやがて附屬家屋で營業するやうになり、遂にはポストンに於ける Joshua Foote's Shop の如く、タウンによつて公認され、賣買を目的として建てられた建物の中で行はれるに至つた。その店舗は

三川學會雜誌 第四十二卷第七・八號

アメリカ植民地財政の一鱗

Board of the Trade となつた。これと平行して一六五一年の航海條例を筆頭に、航海・貿易の統制に關する條例が矢繼早々に發令された。此等本國の統制の悉くがマ植民地の産業にとつて有害であつたわけではない。然しかなりの影響を及ぼしたことは否むべくもない。人口の増加も著しかつた。然し移住民の流入は四〇年代に終止符が打たれ、以後は自然増加によつたものである。四〇年代に移住民の流入が杜絶えたことは、三五年の英國王のマ植民地に對する攻勢と相俟つて、本國との關係を疎略にして行く結果となつた。かゝる諸情勢の變化の中でマ植民地の財政制度は如何に適應して行つたであらうか。

五

一六三〇年九月マ植民地に於ける最初の課税法案が通過してから、三四年五月には既述の如く一般的課税原則が公布されたが、越えて三六年五月總會は此の原則を再確認した。更に總會は同月増大するマ植民地の人口と富とに相應して課税原則の適正化を計るべく、各タウンの公民中より十三名の委員を任命した。彼等委員には、課税問題に就き各タウンの課税額の最終決定を命ずる権利が與へられた。勿論此の決定に當つては、彼等の豊富な

萬屋的のものである。更に一六三九年には印刷所が開設され、四七年にはポストンで Hezekiah Usher が書店を開いてゐる。他方四〇年には Dorchester で tide mill が採用される等、マ植民地の經濟的發展は著しかつた。然し乍らかゝる諸産業(特に製造工業)の發展を前にして、マ植民地に於ける農業は、尙依然として主要産業たる舊來の位置を譲らなかつたのである。(Cf. Andrews; op. cit. pp. 512-519. Cf. Weeden; op. cit. pp. 168-176. 252-253. etc. G. L. Beer; The Origins of the British Colonial System. 1578-1600. N. Y. 1908. pp. 267-284. ボガート・野武男譯・アメリカ經濟史・昭和十六年 二八一-二三八頁参照) 此等産業の進展と共にマ植民は幾つかの内亂に悩まされた。一六三三-三七年のペコット族との戦、七五-七六年の所謂フィリップ戦争或はフランスとの争闘等(詳しくは市村・前掲書二二〇-二二二頁・Cf. Bullock; op. cit. pp. 8-4)を経験せねばならなかつた。更に本國に於ける政情の變化に伴ふ植民地政策の變轉に對應する必要もあつた。本國に於ける植民地管理機構も此の間三度改組された。一六四三年クロムウェルが設置した Board of Commissioners for Plantation は、六〇年 The Council for the Plantation と改稱され、續して七十五年 The

知識と正確なる判断により、各タウンの眞正なる價值を認定し、平等に課税することが要求せられた。彼等は「法令に定められた時期」にポストンに會合し、その配分について協議した。此の日時は四六年迄の諸税法の設定日を檢討すると、五・八・九の三月が選ばれてゐたやうに思はれる。特許状に示されてゐる總會開催の期日に準じたのであらうか。(Cf. Macdonald; op. cit. p. 40)ともあれ彼等は四〇年五月新たに常任配分委員が任命される迄、その任務を繼續した。三九年六月總會は、マ植民地の人々が所有する在英資産をもその課税對象の中に編み入れることを公布したが、此の法令は四一年には撤回された。

然し乍ら財政機構を整へんとする此等の試みも、インディアン(ピコット族)戦争等に依る經費の増大を補填し、且つ刻々發展するマ植民地の課税を平等ならしめんとするには、從來の機構を以てしては不適當となつた。具體的に述べれば、單にインディアン戦争中に從來の税率を三-四倍に増加せしめる如き姑息な手段を以てするだけでは、その要求を満し得なくなつたのである。財産税を中心とする直接税がやゝ明瞭な形を取るに至つたのは實に一六四六年に至つてであつた。従つて此の年ま

で、マ植民地の租税制度は文字通り「緩かに結ばれてゐた」と稱することが出来る。能力税が四六年に至り設定されたに反し、人頭税はそれ以前即ち財産税と同じ頃から施行されてゐたやうである。その課税主體、課税客體、免稅者等に關しては財産税と變るところはない。人頭税は、課税の基準として、財産税が一定の財貨を採用したに反し、植民地に於ける成年男子(十六歳以上)を一定の價値あるものと任意に評價し(一人一磅)、財産税と同一率を以て課税した。従つてその税率は四六年迄各人毎に一片であつたと想像される。人頭税に對する課税原則も亦、財産税のそれと異るところはない。強いて附加するならば、その結果はとも角として、人頭税は階級的拘束を打破せんとする民主的意圖の下に企畫されたと考えられることはない。財産税並に人頭税の直接の徴收の任に當つたのは、當初より保安官であつた。恐らく彼が拘留、徴發或は家屋に立入る特權を有してゐたが故に依頼されたのであらう。これは徴收に關する強制執行等の事實からしても推測出来るのであるが、前記の一六三〇年の課税法案には、徴收者に關して明確な規定はない。このやうに一種の強制力を有する保安官がその任に當つたにも拘らず、租税の徴收は甚だ困難であつた。そ

した。これはマ植民地にとつて一刻も忽にすることの出来ない事件であつた。唯でさへ從來の租税制度改革の必要を痛感せる人々は、かゝる事態に直面して其の感を新にするのであつた。そこで翌十一月には、早くも從來の缺點を補ひ全租税體系をより科學的基礎の上に置かんとする法案が通過した。これにより植民地の財政は明かに一歩前進したのである。

この法案に依れば、課税方法並に課税對象は著しく變化した、即ち課税方法としては各タウンの住民中より公民によつて一名が選出され、彼は各タウンの男子の中から選ばれた適當な人數の委員達と共に、法令によつて課税さるべきものの價値を認定する。かゝる價値決定は此等の人々によつて各タウン毎に行ひ、適宜に會合しその認定の適正なりや否やを検討する。更に此等の人々に依つて決定された課税額は會計官に送付され、會計官はその徴收に關する委任狀を返送する。この他方、從來とかく曖昧であつた課税對象は、明確に規定された。それによれば、租税は全ゆる種類の家屋・家畜・土地を始め商品・水車・船艇・帆布・起重機・波止場に課され、その他明白に財産と認められたものは、動産・不動産を問はず何人が所有し保管するとに拘らず又何處に存在しよう

とも、各タウンの課税から逃れることは出来ないとして規定したのであつた。夫々に關する個々の税率は、經費を賄ふに必要な、或はそれに近い税額が計算され、それが各課税對象に配分されたのである。これは經費と課税對象とに關する相當確實な資料を有してゐた爲めであつたらう。此の法案によつて人頭税は二十片に決定された。これは各人を二十磅と計算したからである。財産税・人頭税と共に、能力税が設定された。能力税は、その機能に於ては所得税としての性格を有したのであつて、人頭税が財産税の補完税として設けられた如く、人頭税の補完税として終始した。一日の收得割合が十八片を超過する仕事に従事する労働者、職人、手工業者は、二〇片の人頭税の外に毎年公庫に三志四片を納付すべきことを規定した。能力税の課税、徴收方法及び納入(除外例)等は、財産税のそれ等を踏襲した。尙此の法案によつて免稅者が追加された。それは行政官である。以上の如き課税機構は、以後マ植民地が第二特許狀を得る迄、基本的税制として存置されたのである。

翌四七年十月會計官は、事務の圓滑と公正とを期する爲めに各タウンの保安官に對して次の様に通知した。毎月五日各タウンの税表作成の任にある委員と會合協議

し、その税表を最終的に修正してこれを會計官の下に提出すべきこと」これである。此れと同時に、マ植民地の人々が所有する不動産は何處に存在しやうとも課税されるといふ三六年の法令を、再度確認した。前者に關しては、委員の怠慢若しくは故意の變造について二磅の罰金を課する旨附言してゐる。後者は、四一年一度廢止された在英資産に對する課税が復活されたものであるか、或は又不動産への課税が豫定の如く行はれなかつた爲めに再度公布せられたのであるか、早急にこれを斷定し難い。四八年五月總會は、課税の任に當る委員と會計官との共謀を防止する意味から又新に任命せる會計検査官の職務を明瞭にせんが爲めに、從來の課税手續の一部を變更し、各タウンの委員は税額に關する委員會を終了した後、税表の謄本を會計検査官に送付し、會計検査官はそれを會計官に送付するといふ様に改められた。手續上の變更に反して、租税組織は目立つて改善されたとは思はれない。四六年の税制が示す各税額への不安定——それは簡単にその率を増加することが可能である——は、マ植民地が工業的發展を示し始めると、もはや手續上の改善等を以てする位では人々に納得せしめ得る如き課税を行ふことが困難になつた。他方、住民の勢力の伸張は、

三川學會雜誌 第四十二卷第七・八號

課税權に對し此れを回避せんとする手段を自らの手でほとんどするに至る。此處で植民地に於ける政治的發展に少許觸れてをかう。

一六三二年稅務代表委員を公民總會に派遣するに至つたことは既に述べた。その後公民達は、マ植民地に於て最高權力は公民總會に在るを發見し、マ植民地の統治權を參事達の掌中から公民總會の手に取り戻さうと努力した。三四年五月には代議制度の採用と共にマ植民地の最高權力が公民總會にあることを宣言し、公民權の賦與、課税、土地の分配等、全て公民總會によつてなすべきことを確認し、裁判權も亦之に屬す可きことを聲明した。この結果、公民總會は相異なる二つの分子によつて構成されることになつた。既述の如く參事も公民より選出せらる可く、各タウンの代議員も各タウンの公民より選出されねばならない。然し前者と後者とは、一堂に會して種々なる問題を討議するにはあまりにもその性格が離れてゐた。三六年代議院（各タウンの公民より選出せられた人々により構成さる）に投票の代理を委任し得る制度が認められて、代議院の勢力は増大した。ここに總會に於ける立法上の衝突は避け難くなり、遂に四四年參事と代議員とがいづれも拒否權を有する二院へ分裂した。

三九 (四〇九)

アメリカ植民地財政の上巻

即ち前者は參事院 (House of Assistants) を、後者は代議院 (House of Deputies) を構成し、この兩者がマ植民地議會として統治に當つたのである。參事院は立法・行政・司法の權を握り、四四年以降課税・土地配分等の權は立法の一要素としてとどめてゐたに過ぎない。それ故にこの時以來總會は議會と同意語となつたわけである。

そこで前述せる一般住民の意圖は、必然的にこの議會との抗争を惹起する。五一年五月議會は、再度租税の平等化(商品への課税にも言及)を聲明し、課税者が不公平な課税と認められた場合は直にこれを輕減し、その他の場合には次の議會に於て検討する旨を明かにした。五七年五月同じ趣旨の法令が公布された。その後六八年四月六人から成る委員會を設け右の目的の下に各タウンテイ(タウン)を實地調査することを定め、以て税表の決定と平等化などに努力した。翌五年委員達は、税表決定の困難さと戦ひ乍らも彼等の正當な判斷によりその任務を遂行中なることを報告してゐる。かゝる努力は撓むことなく繼續され、六九年十一月に至つて委員達は幾つかのタウンの課税額を調査した結果を會計官に送付し、その輕減を請願したのであつた。八二年十月議會は、同趣旨に基

四〇 (四一〇)

き、從來除外されてゐたタウン外(フロントティア)の人人に對し百エーカーに付二志の財産税を納付すべきことを命じてゐる。

かゝる課税の公平化を繞る幾多の改正と共に、税率も幾度か改正された。六五年十一月の法令で、從來財産税に適用されてゐた一磅に付一片の割合は單に原則的のとなり、十五分一税や、十分一税と同様に時に應じて任意に増減することが可能となつた。七〇年には財産税は半減された。更に七二年には酒・毛皮等の間接税からの收入が公支出を十分に賄ひ得るとして、直接税は何等徴收されなかつた。此の反面、フィリップ戦争の時には財産税は十六倍にまで高められたのである。又、人頭税は四七年に二志六片に引上げられ、五三年には舊税率の一志八片に復歸し、九〇年には一志に輕減された。かゝる税率の變遷に關する記録は殘されてゐても、それが全體として如何なる額に達し如何なる方面に使用されたかを明にすることは困難である。會計官の正式な記録は、後に掲げる如く一六五〇年の極めて簡單なものが存在してゐるに過ぎぬ。たゞこの間にあつて、長い間人頭税を苦痛としてゐたポストンの委員が議會に提出した請願には興味深いものがある。彼は人頭税を非難して曰く、「此の人

頭税と同じものは、攻防いづれの戦にも剣を抜いたこの
ない如何なる國に於ても存することがないものである」と
と。更に能力税は、四七年十月の法令によつて日收三志
四片以下の人々は免除された。當初より大いした重要性
を持つてゐなかつた能力税は、此の法令によつて殆ど有
名無實となつたものの如くである。免税者についても種
種検討が加へられ、四八年には騎兵が免除された。彼は
更に七五年インディアン戦争に依る課税からも免除され
た。此の外に老齡者（大體六十歳以上）に對しては感謝の
意味をこめて、漁民や製鐵業者等に對してもその産業の
奨励と保護との意味を以て免税された。又ハーヴァード
大學の教授に對して免税規定が適用された。この他方、
五三年九月ポストンでは、既述の四六年の法令による行
政官免税に對する抗議が採擇され、ここに行政官も再び
課税されることになつたのであつた。

次に間接税であるが、これについては直接税に關する
場合以上に不詳の點が多い。元來間接税は直接税の負擔
を軽減せんが爲めに設けられた。（その直接的原因は、直
接税——特に財産税・人頭税——が意の如く集まらな
つた爲めと思はれる。）關稅・内國消費税は早くより實施
されてゐたが、それ等は直接税に比較すれば組織として

月インディアンとの毛皮取引に就き購入毛皮一枚毎に二
片を支拂ふ可きことを定む。四八年五月歳入の増加を計
る爲めに酒類關稅を嚴格に徵收することを公布す。四九
年五月ポストン、プリマス、ニュー・ヘヴン、コネティ
カット相互間に輸出入關稅に就いての取極めをなす。五
八年關稅の施行を嚴にすることを再確認。六八年四月穀
物輸入、海狸取引、葡萄酒・ビール等の内國消費税、彈
藥取引に關して會計官を選定。

一六六九年六月議會は、種々なる課税徵收によつて生
ずる人々の不平を緩和する爲めに關稅を設定した。即ち
此の時に至つても、關稅の主目的は稅收入の増大を計ら
んが爲めではなかつたのである。魚類・羊毛・棉絲其の
他從來法令に依つて定められたもの以外は、全で一磅に
つき一片の關稅が課せられることになつた。此等輸入品
の價值算定は、輸入された地方の時價に二〇%を加へた
ものである。課税方法は、船舶が入港した時、船長、事
務長、水夫長は積荷の價值を陸揚げする前に植民地會計
官に報告する。徵稅官は乗船して積荷の種類荷受人その
他に關する詳細な調査をする一方、荷主又は輸入者は徵
稅官に對して正規の荷積明細書を提示して彼等の積荷の
總額を申告し、徵稅官は自己の調査と申告とを考慮して

一段と未發達なものであつた。極言するならば、第一特
許狀の下に於ては、少くとも六九年迄は間接税に關する
組織は存在しなかつたのである。確かに海狸の取引につ
いては一六三二年既に課税が行はれ、また三六年には果
物・砂糖・酒類・煙草に關稅がかけられてはゐた。然し
此等も二年後の三八年には廢止されてしまつてゐる。
(Cf. Bullough: op. cit. pp. 2-3) これは前記の直接税と比

較して著しい對照をなすものである。直接税にあつては
時代に適合せんとする努力が幾多の改革となつて現はれ
て來はしたが、廢止されたことはない。それ故間接税の
施行と廢止とは、施行しても大いした効果を擧げ得な
かつたか（密貿易其の他の爲めに）、或は直接税を以て十分
支出を補ひ得たかの何れかであつたのであらう。寧ろこ
の兩者が共に作用したといつてよい。従つて四一年六月
再び海狸取引に關して五%の課税が行はれ、四四年十一
月には酒類の販賣に關する免許料として酒樽又は酒袋一
個に付二十志の課税が行はれたが、その後六九年迄は一
定の方針もなく單に課税對象を或は増し或は減じたに止
つた。此の間、間接税に就いての主要な改變を示せば次
の如くである。

四五年十月英國船舶に對する噸税を廢止す。四七年十

規定の稅額を定める。此の際若し荷積明細書が偽造であ
つた様な場合は、植民地會計官若しくは徵稅官と當該タ
ウンの委員立會の下に、彼等の判斷によつて噸當り四磅
以上の稅金を強制的に徵收する。陸路にて被課税物品が
輸入された場合も之と同様であつた。課税に關する疑義
が生じた場合には、總督並びに參事の裁定によつてこれ
を決定した。更にマ植民地に出入する旅行者の馬車、積
荷等に關する課税額も六五年五月に設けられた。

かくの如くにして徵收された諸税は如何なる方面に使
用されたのであらうか。教會・學校——因みにハーヴァ
ード・カレヂは三八年に建設せられ、六九年マ植民地議
會は、五十戸以上の各カウンティは子弟教育の爲めに一
人以上の教師を選任し、百戸以上のカウンティは小學校
を設置すべき旨を通達してゐる——の維持に使用された
ことは疑ひない。前述の如くハーヴァード大學の教授は
免税されたのみならず、動産で月百磅が生活保證の爲め
に給與されてゐる。この外に行政長官等諸役人の給與に
も充當されたが、此等給與は概して低いものである。従
つて公共事業乃至公共經費の中で最も大なる部分は戰費
であつたと見做して差支へなす。(W. J. Shultz and M.
R. Caine: Financial Development of the United States.

N. Y. 1887. p. 14.) これは三五年に英本國のマ植民地政
 撃に備へて軍事委員が任命され、築城・武器配分・兵民
 の訓練が行はれてゐるのを見ても、或はその他諸戦争に
 よる経費増大——税額引上によつても、首肯される。然
 し乍ら使途に關する詳細な記録を缺いてゐることは、經
 費總額の不明と共に、マ植民地財政史を不明瞭ならしめ
 るものであることを否定し得ないのである。

六

以上主としてダグラス氏の研究に據つてマ植民に於け
 る財政史の一面を述べたのであるが、勿論敍上の記述で
 十分解明されたのではない。一六五六年頃より始まつた
 財政機構の混亂は、幾多の努力にも拘らず、八五年に
 Sir. Edmund Andros がマ植民地の知事に任ぜられ課税
 權を壟斷するに及び、會計官の間に於ける個人的紛争
 (一六八三年)をも含んで、其の極に達した。然し乍ら夫
 等は何れも、四六年の租税體系を維持せんとする努力が
 招いた結果であつた。例へば會計検査官の任命にせよ、
 徒に機構を複雑にするに止まり、實際上の効果は疑はし
 いものであつた。此等機構の混亂を一々述べる要はない。
 それは新特許狀(第二特許狀)獲得によつて當然整備さる
 可きものであつた。従つて筆者は此の間に殘された唯一

三山學會雜誌 第四十二卷第七・八號

の公式記録を検討して、不明瞭なマ植民地財政史の解明
 に何程かでも役立てようと思ふ。
 左に掲げる記録は一六五五年一月二十日の日附を持つ
 會計検査官の公式の報告書である。

一六五〇年十一月迄半年間の酒類販賣免 許料……………	八〇磅
一六五〇年から五四年迄の右免許料四ヶ 年分……………	六四〇磅
一六五三年及び五四年十一月迄の葡萄酒 關稅(年一六五磅)……………	三三〇磅
酒類販賣人よりその時々徴收せる手數 料……………	七九磅十三志
一六五〇年より五五年一月二十日に至る 間の種々なる料……………	二五五磅十九志
一六五五年一月迄議會の法令及び請願に 關する手數料……………	三六磅十二志
インディアンへの貢納せる十八縷の貝殼 (page) (各一 page は六片に 計算)……………	四五磅
一六五四年一月迄の登記料……………	一〇〇磅一志六片

四三 (四一三)

アメリカ植民地財政の一瞥

計	一、五六七磅五志六片
一六五〇年の税金……………	九二八磅十八志
一六五一年の税金……………	一、四五五磅十七志九片
五二年の税金……………	一、〇二〇磅二志三片
五三年の税金……………	一、九九一磅十七志十一片
五四年の税金……………	一、一七四磅二・五片
合計	八、一三八磅一志七・五片

四四 (四一四)

此の收入に對し、五五年の支出は前年分の未拂金をも含
 めて、九、二二七磅十七志であつたから、此の年の帳尻
 は一、〇九九磅十五志四・五片の赤字となる。此の會計
 報告は前半が間接税、後半が直接税と分かれてゐる。直
 採税は間接税に比し四・二倍弱となつてゐる。以てマ植
 民地に於ける直接税の地位を窺ふべきであらう。間接税
 中に於いても、諸料料並びに登記料の合計が、酒類販賣
 免許料に次ぎ葡萄酒關稅を上廻つてゐることは興味ある
 現象である。即ち間接税中にあつても關稅は全體の二十

貝殼が三〇個結ばれてゐたことを知り得る。
 マ植民地の金融機關 (Woodbrig's Bank, Blackwell's
 Bank や通貨(特に一六九〇年マ植民地で最初に發行さ
 れた紙幣)等に就いては、後の機會に譲る。此を要する
 に、第一特許狀の下に於ける財政構成は、全くカオスの
 状態に置かれたことを認める外はない。その原因は或は
 マ植民地の人々の稅務代表制の不見識、財政行政に關す
 る優柔不斷、正貨支拂の慣習等が擧げ得るであらう。而
 も尙全ての制度がカオスの中から生れ來つたことを考へ
 合せて、カオスなるが故にこれを捨て去つてはならない
 であらう。

(一四九・六・八)

%弱に過ぎず、その存在理由は後年のアメリカ合衆國財
 政に於けるそれに比して著しく弱いと言ひ得る。或は徵
 收に困難を感じてゐた結果であらうか。因みに此の報告
 書に見える page は、通貨不足の爲め貨幣に代用され
 てゐた貝殼であるが、此の記録によれば一縷には此の種